

給与支払報告書提出についてのお願い

【1. 給与支払報告書について】

◆マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

給与受給者本人及び控除対象となる配偶者や被扶養者のマイナンバー、支払者の法人番号（個人事業主の場合は事業主様のマイナンバー）の記載が必要となります。

◆最新の様式（令和2年分）（左上③のもの）を必ずご使用ください。

◆給与支払報告書の内容は機械で読みますので、印字がずれていると正しい計算ができなくなる場合があります。

総括表は、必ず「伊達市提出用」の総括表をご使用ください。（届かない場合は伊達市ホームページからダウンロードをしてご使用いただくか、または裏面問い合わせ先へご連絡ください。）

個人別明細書は、欄ずれや印字ミスが無いようにしてください。

◆提出先は、給与受給者が令和3年1月1日現在にお住まいになっている市区町村です。

必ずお確かめのうえ、住所欄、氏名欄(ワカガ)、生年月日欄等を記入してください。記載内容に不備があった場合は返送させていただきます。

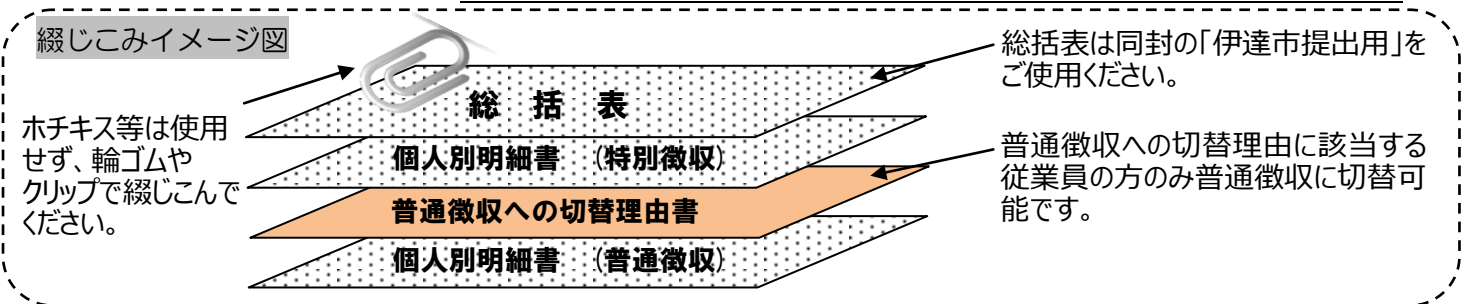
※会計事務所や税理士等を通じて提出する場合にも、必ず「伊達市提出用」の総括表をご使用いただくようお願い申し上げます。

※やむを得ず、伊達市提出用総括表以外のものを使用する場合、必ず伊達市の「指定番号」を記載してください。

【2. 提出（綴じこみ）方法について】

◆総括表 ⇒ 個人別明細書(特別徴収) ⇒ 普通徴収への切替理由書 ⇒ 個人別明細書(普通徴収)の順に綴じこんで提出ください。

◆総括表左上を機械読みするため、ホチキス等で綴じこまず、輪ゴムやクリップで綴じこんでください。



【3. 提出時期について】

◆提出期限は1月31日ですが、事務処理の都合上、1月15日(金)までの早期提出にご協力ください。

【4. 従業員の住民税の特別徴収について】

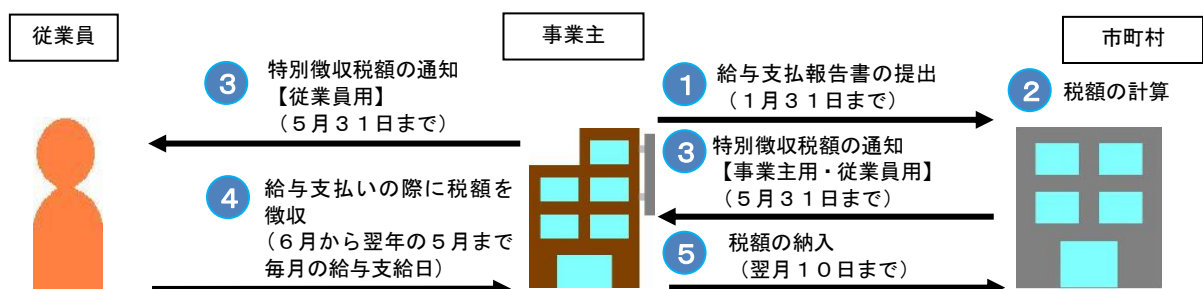
◆個人住民税における特別徴収の一斉指定について

福島県と県北管内市町村は、個人住民税の特別徴収を推進するため、対象となる事業主の皆様を特別徴収義務者として、平成28年度から一斉に指定する取組を実施しています。

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

令和3年度の市県民税につきましても、従業員様が普通徴収への切替理由に該当しない限り特別徴収義務者として指定させていただきますので、ご了承願います。

特別徴収による納税のしくみ



◆ 納期の特例制度について

給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所については、所得税の源泉徴収と同様に特別徴収税額の納期の特例制度があります。これは納入手続きの簡素化のため、6月から11月までの分については12月10日までに、12月から翌年5月までの分については6月10日までに、年2回に分けて納入することができる制度です。詳しい手続きについては伊達市ホームページをご覧ください。伊達市税務課へお問い合わせください。

【5. その他の注意点】

- ◆ 生命保険料控除の算出の基となる新生命保険料・旧生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料・旧個人年金保険料は必ず記載してください。所得税と住民税で納税者に有利となる計算方法が異なる場合があるため、記載もれがないようご注意ください。記載が無い場合、再度提出していただくことがあります。
- ◆ 16歳未満の扶養親族については、所得控除の額に含めることはできませんが、住民税の非課税限度額の判定に使用しますので、忘れずに「16歳未満扶養親族」欄に記載してください。
- ◆ 給与支払報告書提出後に就職・退職・転勤等の事由により、給与所得者に変更が生じた場合、「給与所得者異動届」の提出が必要です。提出が無い場合、退職したのにもかかわらず特別徴収で課税されてしまうなどの不都合が生じますので、すみやかに提出してください。
- ◆ 地方税電子申告サービス(eLTAX)にて給与支払報告書を提出される場合は必ず「伊達市提出用」の総括表に記載された「指定番号」を入力して提出願います。

【切替理由書の提出方法】

- ◆ 給与が毎月支給されていない等の理由により特別徴収できない従業員がいる場合は、給与支払報告書とともに、「個人住民税の普通徴収への切替理由書」を提出してください。切替理由書の提出が無い場合は、特別徴収になります。
- ◆ 地方税電子申告サービス(eLTAX)にて給与支払報告書を提出される場合、普通徴収とする方がいる場合は普通徴収への切替理由書の提出は不要ですが、給与支払報告書の摘要欄に必ず普通徴収となる略号(a~f)を入力してください。

<個人住民税の普通徴収への切替理由書の記載例>

個人住民税の普通徴収への切替理由書		※ 指定番号
福島県伊達市長様 令和3年1月8日提出		12345
給与支払者の名称(氏名)	〇〇〇〇株式会社	
略号	普通徴収とする理由(下記a~f以外の理由は不可)	人数
a	受給者総人員(他市町村の受給者も含めた人数)が2名以下	人
b	他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている者(※乙欄適用者もこちらに該当します)	人
c	給与が毎月支給されていない者	人
d	毎月の特別徴収すべき税額が、給与支払額を超える見込みの者	1人
e	事業専従者(給与支払者が個人事業主の場合のみ該当)	人
f	退職者、休職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	2人
普通徴収切替人数合計 ※ 総括表の普通徴収欄(④)の人数と一致します。		3人

個人住民税の特別徴収(給与天引き)の対象は、原則として全ての従業員となります。しかし、給与が毎月支給されていないなど、一定の事由(※)がある従業員に限り、普通徴収とすることができます。

一定の事由に該当する従業員につきましては、別紙「個人住民税の普通徴収への切替理由書」で伊達市宛てにお知らせください。

※一定の事由とは、切替理由書の「普通徴収とする理由」に該当する場合です。個人の希望や事務担当者の不在、システムの改修等と言った理由による普通徴収への切替は認められません。

【給与支払報告書記載チェック項目】

✓総括表 CHECK✓

- 伊達市提出用の総括表を使用していますか？
- 綴じこみ順に間違いはありませんか？
- 輪ゴム又はクリップで綴じましたか？(ホチキス厳禁)
- 報告人数と個人別明細の枚数は合っていますか？
- 連絡者様の氏名・電話番号は記入してありますか？
- 打ち出している内容に訂正はありませんか？(訂正の場合、見え消しで記入してください。)
- 特別徴収税額通知の際、納入書の送付が不要の場合は、納入書欄の「不要」に○を記入してください。

✓個人別明細書 CHECK✓

- 様式は令和3年度(令和2年分)を使用していますか？
- 欄ずれや印字ずれ、印字ミス等はなく、枠内に収まっていますか？
- 源泉徴収票を提出していませんか？
- 住所・氏名・生年月日・マイナンバーは誤りなく記載されていますか？
- 事業所のマイナンバー(法人番号)は誤りなく記載されていますか？
- 受給者は令和3年1月1日現在伊達市在住の方ですか？
- 控除対象扶養親族欄や16歳未満の扶養親族欄に、氏名・フリガナ・マイナンバーは誤りなく記載されていますか？
- 前職分の支払先・金額等は記載されていますか？
- 住宅借入金等特別控除可能額は記載されていますか？
- 居住年月日は記載されていますか？
- 令和2年中就退職者の場合の記載はされていますか？
- 普通徴収に切替える場合、摘要欄に略号(a~f)は記載されていますか？

※年末調整・源泉徴収税額の計算の方法などについては国税庁発行「年末調整のしかた」をご覧ください。

◎お問い合わせ先(給与支払報告書提出先)

〒960-0692
福島県伊達市保原町字舟橋180番地
伊達市役所税務課市民税係
TEL 024-575-1138(直通)

←※宛名代わりにお使いいただけます(切り取って封筒に貼り付けてご使用ください)